

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年5月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500580号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2600002号

第1 結論

昭和55年*月から昭和61年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和61年2月まで

私は、請求期間当時、A市及びB市に居住しており、アルバイトをしていた。生活が苦しくて保険料を払うことができなかったが、国民年金の加入手続と保険料納付については、亡くなった母親が、C市で行ってくれた。保険料納付の詳細は分からないが、結婚前の昭和63年に実家に戻り、母親から年金手帳をもらった際に、20歳の時まで遡って払っておいたと聞いた。

年金の裁定請求をした際に、現在、国の記録では請求期間が未納とされていることに気が付いた。保険料を納付したことが分かる資料は保管していないが、母親が保険料を納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された年金手帳記載の国民年金手帳記号番号については、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、昭和63年9月12日付けで初めて国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われており、この頃に当該手帳記号番号が払い出されたものと推認される。また、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続は、昭和63年9月頃に初めてC市で行われたものと考えられる。この際、請求者が、20歳に到達した昭和55年*月*日に遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われていることから、当該加入手続が行われるまで、請求者は国民年金に未加入であったと推認される。

また、請求者は、請求期間当時、国民年金保険料を納付することができなかったため、母親がC市で加入手続を行い請求期間の保険料を遡って納付してくれた旨陳述しているものの、上述のとおり、請求者の加入手続は、昭和63年9月頃にC市で行われており、当該加入手続が行われた時点において、既に2年の時効が成立

していたことから、母親は、請求期間の保険料を遡って納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間当時、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は、既に亡くなっており、請求者の加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

加えて、C市、A市及びB市は、請求者に係る国民年金記録の保管はない旨回答している上、日本年金機構が保管するC市の国民年金被保険者名簿の国民年金保険料納付記録においても、請求者に係る請求期間の保険料は未納と記載されていることが確認できる。

このほか、母親が、請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500616号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2600003号

第1 結論

昭和46年4月から昭和59年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月から昭和59年5月まで

私は請求期間当時、家族を中心に事業を営んでおり、父は長年にわたり町内会長を務めていた。自分の国民年金の加入手続及び保険料納付については直接関与していないが、家業を継いだ当時は、経理を担当していた母が加入手続と保険料の納付を行い、婚姻後はその業務を引き継いだ亡き妻（以下「妻」という。）が保険料を納付していたと思う。また、当時の国民年金の保険料は町内会が集金しており、保険料の納付は町内会を通じて家族単位で行われていた記憶がある。しかし、私の国民年金の記録だけがない。父が町内会長を務めていた家庭であるにもかかわらず、我が家に国民年金の未加入者がいたとは考えにくい上、当時は妻と一体となって家業を営んでおり、妻の国民年金の記録があるのであれば、当然、稼ぎ手であった私の記録もあるはずである。さらに、当時、私の名前の漢字が読み間違えられることがしばしばあったほか、生年月日について誤って登録された可能性もあり、記録の誤りや欠落につながったのではないかと思う。ついては、当時の家族及び夫婦の状況を踏まえ、請求期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の年金手帳及びオンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）は、昭和59年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険手帳記号番号を用いて平成9年1月1日付けで付番されていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間中、妻と一体となって家業を営み、自身が稼ぎ手として生計を維持していた状況を踏まえれば、妻が保険料を納付していれば

ば当然自身の保険料も納付されていたはずである旨主張しているが、当該主張に沿って請求期間の保険料を納付するためには、請求者の出生から現在までの住所地であるA市において、婚姻前に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、同市において国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これに対して、妻は、国民年金受付処理簿、国民年金被保険者名簿、国民年金保険料収入台帳及びオンライン記録によると、昭和49年3月4日にA市において国民年金手帳記号番号が払い出され、加入期間における保険料が全て納付されている上、昭和50年4月以降は子名義の口座から口座振替により納付されていたことも確認できる。

また、請求者は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与しておらず、家業を継いだ当時は母親が加入手続及び保険料納付を行い、婚姻後は妻が保険料納付を引き継いだ旨陳述しているところ、母親は高齢のため聴取することが困難であり、妻はすでに死亡していることから、請求期間における加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、請求者は、過去に氏名の漢字が読み間違えられることが多かったこと、生年月日が誤って登録されている可能性があることで加入記録が見つからないのではないかと疑念を抱いているものの、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある複数の読み方、漢字等を考慮するとともに、生年月日に誤りがある可能性についても踏まえた上で再度、確認を実施しても、請求者に対して、これまで国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、A市は、請求者に係る国民年金被保険者記録は不明である旨回答している上、請求者の母親又は妻が請求者の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

以上のことから、請求者は請求期間当時において国民年金に未加入であり、母親又は妻が請求者の保険料を納付することはできなかったものと考えられ、上述のとおり国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる妻とは状況が異なるため、妻の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る保険料が納付されていたとは推認できない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500723号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2600004号

第1 結論

第2の2に示す請求期間①から③までについては、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年*月から平成2年2月まで

② 平成2年3月から同年5月まで

③ 平成2年6月から平成5年12月まで

私は、請求期間①、②及び③については学生(ただし、請求期間②は留学準備期間)であった。

加入手続及び保険料納付は自分では行っておらず、両親からも納付方法等までは聞いていないので詳しいことは分からないが、母親からは、20歳から就職するまでの学生等の期間については、国民年金を納付した旨、複数回言われたことを覚えている。

また、5歳上の姉は、20歳から就職するまでの学生期間、弟は在学中である平成3年4月1日から就職するまでの期間についての保険料は納付済である。

しかし、現在、国の記録では、私の国民年金被保険者の資格取得日は、留学を終えて帰国した平成6年1月11日とされており、平成7年3月16日にA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得するまでの14か月のみが納付済とされている。

請求期間①、②及び③当時の両親の経済状況は悪くなく、私の分のみ、両親が保険料を納付しないと考えるのが難しいので、請求期間①、②及び③について調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された年金手帳及びオンライン記録によると、請求者に係る国民年金手帳記号番号については、請求者が帰国した平成6年1月11日に国民年金の被保険者資格を取得しており、平成6年2月1日に社会保険事務所(当時)で事務処理が行われていることが確認できる。

また、戸籍の附票等から、請求者は、平成元年3月10日にB市からC市に転入し、同年9月29日にB市へ転出後、平成2年6月1日から同年6月8日までの

間、再度、C市に住所を定めていることが確認できる。

さらに、平成2年6月9日に出国し、平成6年1月11日に帰国し、同日にC市に住所を定めていることが確認できるが、請求期間①、②及び③当時、国民年金の加入手続及び保険料納付は住所地の市区町村で行うこととされており、B市及びC市は請求者に係る資料の保管はなく、国民年金被保険者記録はない旨回答していることから請求者の加入手続が行われたことは推認し難い。

加えて、請求者は、請求期間①、②及び③に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする両親は、既に亡くなっていることから請求者の請求期間①、②及び③に係る加入手続及び保険料納付に関する詳細は不明である。

あわせて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間に係る国民年金の被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。

そのうえ、請求期間①、②及び③当時、学生（ただし、平成3年4月から強制加入。なお、専門学校生等が学生として任意加入対象者とされたのは、昭和61年4月からであり、国民年金制度開始から昭和61年3月までは、強制加入者であった。）及び在外邦人は国民年金の任意加入対象者であったことから請求者は、請求期間①及び③について任意加入対象者に該当していた。しかしながら、姉は、昭和61年4月に大学に入学するまでは、専門学校生であったと陳述していることから、20歳到達時から大学に入学するまでは国民年金の強制加入者であるところ、オンライン記録によれば、姉は20歳到達以降に国民年金に強制加入者として加入手続が行われ、当該資格取得事務処理が昭和59年10月26日に行われていることが確認できる。また、弟は、20歳到達時は学生であったため、請求者と同様に任意加入対象者であったことから加入手続は行われておらず、オンライン記録によれば、学生が任意加入対象者から強制加入者へとされた平成3年4月1日に資格取得し、当該資格取得事務処理が平成3年6月21日に行われていることが確認できる。

このほか、請求者の両親が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

以上のことから、請求者は、請求期間①、②及び③当時、未加入であり、両親が保険料を納付することはできなかったものと考えられ、国民年金第1号被保険者（強制）として加入手続が行われていた姉弟とは状況が異なり、姉弟の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る保険料が納付されていたとは推認し難い。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間①、②及び③については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2500733 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2600005 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間については、既に国民年金保険料が納付済みとして記録されていることから、訂正することはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 17 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 12 月まで

私は、昭和 50 年 12 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、この時、過去の保険料を納付できる特例があると聞き、その場で約 3 万 6,500 円を納付した。領収書に押されていた担当者印の名前も覚えており、保険料を納付できるだけの資力があつたことが分かる預金通帳の写しも提出して、訂正請求をこれまでに 9 回行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする通知を受け取った。

しかし、私が、保険料として約 3 万 6,500 円を納付したことは間違いなく、約 3 万 6,500 円に見合う月数分の保険料を加入手続時に納付したとして、再度、訂正請求（10 回目）をするので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の訂正請求について、請求者の国民年金加入手続は、昭和 50 年 12 月頃に行われ、被保険者資格を遡って取得（昭和 41 年 2 月）する事務処理が行われており、この加入手続時期に一部期間の保険料が現年度保険料として納付（9,900 円）されているものの、請求者は、加入手続時期に保険料として納付した金額は、約 3 万 6,500 円であったなどの主張をしている。この請求者の主張に対しては、i) 特例納付保険料及び過年度保険料として納付する方法を併用した遡及納付可能期間の保険料合計額、又は現年度保険料を含めた全ての納付可能期間の保険料合計額について、請求者が、預金通帳の記載金額の内訳として保険料に充てたと陳述する金額とは、大きく相違していること、ii) 請求者は、当該金額について、どの月の保険料を納付したものであつたのかは分からないとしており、納付対象期間についての詳細は不明であること、iii) A 市は、特例納付保険料及び過年度保険料の収納の取扱いを行っていないことと

していること、iv) 同市は、当時の年金担当者に請求者が記憶する名前の職員は在籍していなかったとし、同市の指定金融機関は、該当する職員が在籍していたか不明であるとしていること、v) 国民年金被保険者台帳及びA市の被保険者名簿においても、請求者が主張するとおりに保険料が収納された形跡は見当たらないことなどから、既に平成27年7月14日付け、平成28年10月5日付け、平成30年7月9日付け、令和2年6月30日付け、令和3年6月1日付け、令和4年6月29日付け、令和5年5月30日付け、令和6年7月26日付け及び令和7年6月27日付けで、訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、これまでの訂正請求と同じ請求内容にて、10回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、本訂正請求における請求者の請求内容等に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含め、再度検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの期間については、既に国民年金保険料が納付済みとして記録されていることから、訂正することはできない。